

京都市上下水道局告示第24号

下水道法第4条第1項の規定により京都市公共下水道事業の事業計画を変更しようとするので、同法施行令第3条の規定により、次のとおり告示し、当該事業計画の変更の案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の変更の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成30年8月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 事業計画の名称

京都市京北特定環境保全公共下水道事業計画

2 事業施行期間

平成7年2月16日から平成17年2月9日まで

3 変更に係る事項

下水道法改正に伴う事業計画書の新様式への変更

4 縦覧場所

〒601-8004

京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局下水道部計画課

5 縦覧期間

平成30年8月1日から平成30年8月15日まで（京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除きます。）

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除きます。）

7 意見書の提出

当該事業計画の変更の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び同案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を上記5の縦覧期間内に、上記4の場所に提出してください。

（上下水道局下水道部計画課）